

4都市社連協発第35号

令和4年9月22日

東京都市町村社会教育委員連絡協議会
理事 各位

東京都市町村社会教育委員連絡協議会
会長 谷 部 憲 一
(公印省略)

令和4年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会表彰候補者の推薦について
(依頼)

このことについて、東京都市町村社会教育委員連絡協議会表彰規程等に基づき、下記のとおり候補者をご推薦くださいますようお願いいたします。

なお、推薦のない市町につきましても、その旨をご回答ください。

記

1 推薦期限

令和4年11月24日(木)

2 推薦方法

推薦の有無にかかわらず、別紙回答書にご記入いただき、ファイル名を各自治体名に変更しメールで提出してください。

なお、推薦にあたりましては、候補者の氏名の確認を必ず行い、正しい漢字を推薦状にご記入ください。

※回答先および問合せ

東京都市町村社会教育委員連絡協議会事務局
昭島市教育委員会生涯学習部社会教育課
担当：川崎・来住野・中村
メール syakaikyoik@city.akishima.lg.jp
電話 042-544-4468 (直通)

東京都市町村社会教育委員連絡協議会表彰規程

第1条 東京都市町村社会教育委員連絡協議会会則（以下「会則」という。）第4条第4号の規定に基づく表彰の事務処理の適正化を図り、社会教育の振興に寄与するために、この規程を制定する。

第2条 東京都市町村社会教育委員連絡協議会（以下「都市社連協」という。）会長は、都市社連協会員のうち、次の各号の一に該当する者を表彰する。

- (1) 都市社連協の発展に寄与した者
- (2) その他会長の認める者

第3条 都市社連協会長は、被表彰者に感謝状を贈呈する。

2 表彰には記念品を副えることができる。

第4条 都市社連協理事又は東京都市町村教育委員会は、第2条による被表彰者について、都市社連協会長に推薦するものとする。

第5条 前条の推薦には、候補者について次に掲げる事項を記録した推薦状を提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名、生年月日及び職業
- (2) 所属自治体名
- (3) 略歴
- (4) 推薦の事由

第6条 都市社連協会長は、被表彰者の決定にあたって、あらかじめ理事会に諮らなければならない。

第7条 表彰は、原則として、毎年総会において行うものとする。

第8条 この規程の改廃は、理事会において行う。

第9条 この規程の施行細則は、別に定める。

付 則

この規程は、平成6年4月16日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成25年7月25日から施行する。
- 2 推薦にかかる個人情報については、当該年度の表彰事務にのみ利用するものとする。
- 3 この規程の適用前に、現に適用前の東京都市町村社会教育委員連絡協議会表彰規程の規定に基づいて、被表彰対象者であった者のうち、表彰状を授与されていない者については、この規程の施行後最初の総会において、表彰状を授与されることができるものとする。

東京都市町村社会教育委員連絡協議会表彰規程施行細則

第1条 東京都市町村社会教育委員連絡協議会表彰規程（以下「協議会表彰規程」という。）第2条に基づく表彰は毎年度実施する。

2 協議会表彰規程第3条第2項の規定により記念品を副える場合、その内容については、予算の範囲内で会長が決定するものとする。

第2条 協議会表彰規程第4条に基づく被表彰候補者を推薦する基準は、東京都市町村社会教育委員連絡協議会会則第3条第1項に規定する会員として5年以上の在任者とする。ただし、表彰時の在任は問わないものとする。

2 在任年数の基準は、毎年10月1日現在とする。

附 則

この改正は平成18年3月10日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この改正は平成25年7月25日から施行する。